

(仮称) 犬山市教育委員会基本条例骨子 (案)

7月1日現在

前 文 【基本理念】

第1章 総則

第1条 目 的 【条例制定の目的】

第2章 教育委員会及び委員の活動原則

第2条 教育委員会の役割及び活動原則 【教育委員会の役割と責任】

第3条 委員の役割及び活動原則 【活動の原則】

第3章 教育委員会会議の運営

第4条 教育委員会会議の議決事件 【教育委員会会議の内容】

第5条 討議の促進 【教育委員会会議の運営】

第6条 政策等の形成手続き 【政策形成過程の明確化】

第4章 総合教育会議の運営

第7条 市長との関係 【市長と教育委員会の関係】

第8条 総合教育会議における協議と調整 【総合教育会議のあり方】

第5章 市民との関係

第9条 市民への情報公開と意見集約 【情報公開・情報共有・意見交換】

第10条 市民からの政策提案 【市民からの請願・陳情】

第6章 教育委員会事務局の体制整備

第11条 教育委員会事務局の体制整備 【事務局の体制】

第7章 委員の身分及び待遇

第12条 教育長及び委員の身分や責務 【身分と責務】

第8章 見直し手続き

第13条 見直し手続き 【検証・見直し】

※ 上記の内容については、今後の協議・検討によって変更されるものです。